

# 四日市市単独公共下水道（日永処理区）基本計画等変更業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 業務目的

四日市市単独公共下水道事業について、上位計画である流総計画の変更を全体計画に反映し、下水道法事業計画を変更するとともに、都市計画法事業計画も合わせて変更し、事業期間を延伸するものである。

また、雨水管理総合計画を反映して雨水全体計画の見直しを行うとともに、雨池排水区について10年確率降雨対応として浸水対策計画を立案するものである。既存施設の有効活用等により、効果的な浸水対策を実現するための方策として、単独公共下水道の基本計画変更と雨水基本計画を実施する。

本業務は、民間企業の優れた技術を活用し、品質確保や合理的な設計、効率性を図るため、円滑に本業務を実施できる候補者を公募型プロポーザル方式(以下「公募型プロポーザル」という。)により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

業務名称 四日市市単独公共下水道（日永処理区）基本計画等変更業務委託

業務概要 全体計画

- ・計画区域 汚水：3,429.80ha → 3,468.84ha（39.04ha 増加）  
雨水：3,566.90ha → 市街化区域。汚水計画区域と調整。

下水道法事業計画

- ・期間延伸 令和4年3月31日 → 令和9年3月31日
- ・計画区域 汚水：3,134.10ha → 3,144.58ha（10.48ha 増加）  
雨水：2,366.80ha → 汚水計画区域と調整。

都市計画法事業計画

- ・期間延伸 令和4年3月31日 → 令和9年3月31日
- ・計画区域 汚水：3,118.10ha → 3,128.58ha（10.48ha 増加）  
雨水：2,366.80ha → 汚水計画区域と調整。

作業項目

- ・公共下水道全体計画変更図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計画共）
- ・下水道法事業計画変更図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計

画共)

- ・都市計画法事業認可変更申請図書作成業務（単独公共下水道：汚水・雨水計画共）
- ・浸水対策計画図書作成業務（浸水解析による対策効果検証を含む）  
（対象区域：1,419.2ha）
- ・区画割施設平面図作成

履行期間 契約締結日より令和4年3月17日まで

### 3 提案見積上限額

65,613,900円（消費税相当を含む）

### 4 プロポーザル方式採用理由

本業務は、四日市市単独公共下水道事業の汚水と雨水の基本計画変更を行うものである。汚水計画においては、日永浄化センターの第2系統の更新を行う。雨水計画においては、雨水管理総合計画を反映した雨水全体計画の見直しを行うとともに、雨池排水区の浸水対策計画の立案を行う。これらは、高度な知識と実績が求められることから、公募型プロポーザル方式により選定する。

### 5 選定方法

公募型プロポーザル方式

### 6 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者（以下、「参加者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 公告日において、四日市市入札参加資格者名簿（工事又は物品・業務委託のいずれか）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 本業務の公告日から契約締結日までいずれの日においても、四日市市入札参加資格停止基準の規定により入札参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第2条第9号に規定する関係者でないもの。

(6) 参加要件

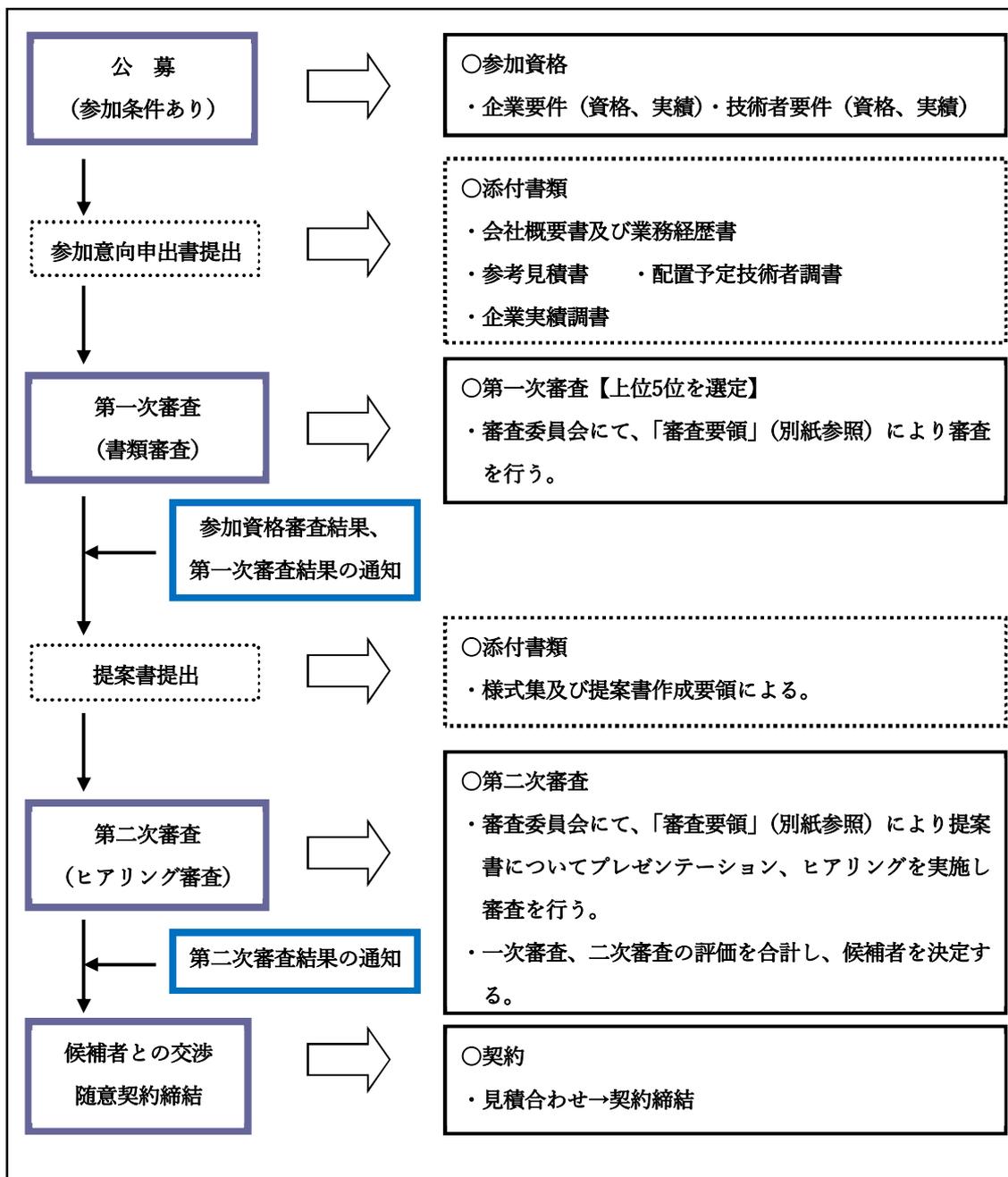
- ア 企業要件として、平成23年度以降で官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の人口30万人以上の「下水道基本計画策定業務」または「下水道事業計画策定業務」について元請として行った実績を有すること。なお、参加意向申出書の提出期限までに業務完了済みのものとする。
- イ 技術者要件として、専任で管理技術者1名及び照査技術者1名以上を配置すること。なお、配置予定者は下記の要件を満たし、直接的かつ恒常的（3ヵ月以上）な雇用関係にある者に限る。
  - (ア) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門）（下水道）かつ技術士（上下水道部門）（下水道）の資格を有する者。
  - (イ) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門）（下水道）かつ技術士（上下水道部門）（下水道）の資格を有する者。また、照査技術者は管理技術者を兼ねることはできない。

7 参加募集方法

四日市市上下水道局ホームページにおいて公表

8 候補者決定までの流れについて

公募型プロポーザル方式フロー図



## 9 日程

プロポーザルによる選定における日程は、次のとおりとする。

項 目	日 程
1. 参加者募集の公告、実施要領等の公表	令和 3年6月8日
2. 実施要領に関する質問受付期限	令和 3年6月15日
3. 質問の回答日	令和 3年6月21日
4. 参加意向申出書及び添付書類の提出期限	令和 3年6月25日
5. 参加資格審査結果及び第一次審査結果の通知	令和 3年7月2日
6. 提案書類の受付期限	令和 3年7月9日
7. 第二次審査	令和 3年7月16日(予定)
8. 契約候補者の選出、結果通知(発送)	令和 3年7月下旬頃

※審査日程(第二次審査)の変更が生じる場合は、審査結果通知書(様式10)にて、対象者に通知する。

※説明会は開催しない。

## 10 質疑・回答

質問は、原則電子メール「質問書(様式1)」により受け付ける。回答は四日市市上下水道局入札情報ホームページに掲載する。

## 11 参加申込・資格審査

「参加意向申出書(様式2)」及び添付書類「会社概要書及び業務経歴書(様式3)」、「配置予定技術者調書(様式6)」、「企業実績調書(様式7)」、「提案見積書(任意様式)」を持参又は郵送し提出する。参加資格審査結果及び第一次審査結果通知は、各応募者へ「参加資格審査結果通知書(様式4)」、「プロポーザル審査結果通知書(様式10)」にて郵送及び電子メールにより通知する。

## 12 提案書の提出

提案書は「提案書作成要領(別紙参照)」を参照した上で一括して持参又は郵送とする。  
なお、正副の区別なしで7部提出し、分割提出は認めない。

## 13 書類提出方法

参加意向申出書及び提案書は事務局に持参又は郵送とする。

書類は期限当日の午後5時までに提出すること。

事務局：四日市市上下水道局 管理部 経営企画課 企画計画係

住 所：〒510-0076

三重県四日市市堀木一丁目3番18号

電話：059-354-8369 FAX：059-354-8249

E-mail：keieikikaku@city.yokkaichi.mie.jp

#### 14 審査方法

審査委員会を設置し、「審査要領（別紙参照）」により審査を行う。

#### 15 審査結果等の通知・公表

審査結果等については、「プロポーザル審査結果通知書（様式10）」をもって参加者に通知するとともに、四日市市上下水道局ホームページに掲載する。

なお、通知を受けた者は通知をした翌日から起算して営業日5日以内に、書面により、四日市市上下水道事業管理者に対して審査結果に対する開示を希望することができる。なお、開示情報は応募者の点数内訳のみとする。

また、希望に対する回答については、請求期限の翌日から起算して営業日10日以内に、書面により回答する。

#### 16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は応募者へ返還しない。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき、応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

#### 17 情報公開及び提供

- (1) 四日市市上下水道局のホームページ上で以下の情報を掲載する。
  - 候補者決定前：実施要領、提案書作成要領、特記仕様書等
  - 候補者決定後：参加者名、決定された候補者
- (2) 四日市市上下水道局の経営企画課で以下の書類を閲覧することができる。

なお、閲覧期限は令和3年7月2日 午後5時までとし、事前に電話でアポイントを取るものとする。

  - 仕様書の参考図書に記載する四日市市が発注した業務の成果一式
- (3) 本件に係る情報公開請求があった場合の取扱いは、「四日市市情報公開条例及び四日市市情報公開条例事務取扱要領」によるものとする。

#### 18 問い合わせ先

事務局：四日市市上下水道局 管理部 経営企画課 企画計画係

住 所：〒510-0076

三重県四日市市堀木一丁目3番18号

電話：059-354-8369 FAX：059-354-8249

E-mail : keieikikaku@city.yokkaichi.mie.jp

19 その他

- (1) 必要経費の負担：プロポーザルに要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 辞退の取扱い：応募を取り下げる場合は速やかに「辞退届（様式9）」を提出し、その旨連絡をすること。辞退により不都合な取扱いはしない。
- (3) 失格事項：次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合。
  - イ 提出内容に虚偽がある場合。
  - ウ 応募者が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められた場合。
- (4) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 提案書に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格の停止を行う場合がある。
- (6) 提案書は、委託契約書と同じ扱いになるものとする。